



りそな銀行アジアニュース

平成 25 年 10 月 18 日
りそな銀行 国際事業部

【上海駐在員事務所】

「中国の出入国管理法並びに外国人出入国管理条例について」

2013 年 7 月 1 日「中華人民共和国出入国管理法」と 2013 年 9 月 1 日「中華人民共和国外国人出入国管理条例」が実施されました。従来の法規制との重要な変更点については下記の通りです。

【法令変更の目的】中国における外国人の不法入国、不法滞在、不法就労を厳格に管理するため。

【ビザ種類の変更】従来の 8 種ビザを C、D、F、G、J1、J2、L、M、Q1、Q2、R、S1、S2、X1、X2、Z の 16 種類に変更。

【重要な変更点】

① Fビザ→Fビザ、Mビザへの変更について

変更前	変更後
Fビザ * 視察、商用を含む	Fビザ * 非商業目的の交流、訪問、視察など
_____	Mビザ(新設ビザ) * 商業目的(ビジネス、商談など)の訪問など

※短期商用により必要となるビザがFビザではなく、Mビザに変更となる。

※現在、邦人がFビザで入国し、現地で居留許可に切替えるケースが多いが、今後、Zビザより居留許可に変更しなければいけない可能性がある。

※常駐しない邦人がFビザで入国し、現地法人の業務を兼任するケースが多いが、今後、Zビザを取得しなければならないという見解がある。

② S1ビザ、S2ビザの新設について

変更前	変更後
_____	S1: 180 日を超過する帯同家族滞在 S2: 180 日以下の帯同家族滞在

一部の駐在員の家族はFビザで入国後、現地で居留許可に切替えているが、今後はS1 ビザ、S2 ビザを取得し、居留許可に切り替えなければいけない可能性がある。

③ その他

① 居留許可の申請、取得時において、指紋など生体識別情報の保存が義務づけられた。

② 不法滞在、不法就労に対する罰則規定が強化。不法滞在の罰金上限が 5 千元→1 万元に引き上げられた。また中国再入国禁止期間を最長 10 年として明文化した。

なお、本法・本条例は変更されたばかりで、新しい手続きが今後実務的にどのように定着していくのか流動的な面がありますので、ご注意ください。

照会先: 国際事業部 (東京) 電話 03-6704-2723

(大阪) 電話 06-6268-6357

当資料は、信頼できるとされる情報に基づいて作成しておりますが、弊行がその正確性、確実性を保証するものではありません。ここに記載された内容は事前の連絡なしに変更されることもあります。当資料は情報提供のみを目的としており、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては、お客様御自身でご判断下さいますようお願い致します。 * 禁無断転載